

○うるま市手数料条例

平成17年4月1日

条例第50号

改正 平成18年9月28日条例第30号

平成19年12月26日条例第39号

平成20年3月28日条例第16号

平成20年4月30日条例第20号

平成21年10月5日条例第26号

平成24年7月4日条例第18号

平成27年3月23日条例第13号

平成27年9月28日条例第31号

平成27年12月21日条例第40号

平成28年3月18日条例第7号

平成28年12月20日条例第38号

平成29年6月28日条例第24号

平成30年3月16日条例第16号

令和2年3月23日条例第3号

令和2年12月22日条例第42号

令和2年12月22日条例第46号

令和3年3月19日条例第3号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、特定の者のためにする事務について徴収する手数料は、他の条例に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(種類及び金額)

第2条 手数料の種類及び金額は、別表のとおりとする。

2 前項の場合において、手数料の件数は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 土地又は建物に関する証明は、所有者が同一の物件ごとに土地5筆及び家屋2棟までを1件とし、土地が5筆を超え、又は家屋が2棟を超える場合は、土地1

筆以上5筆まで及び家屋1棟以上2棟までを1件とする。

(2) 閲覧は、1種類1回で1件とする。ただし、住民票は、1世帯1件とする。

(3) 税に関するものは、1税目で1件とする。

(4) 証明、謄本及び抄本は、1枚で1件とする。ただし、住民票は、5枚までを1件とし、10枚までを2件、11枚以上を3件とする。

(5) 各自において証明を要する事項につき総代又は連名をもって証明を求める者は、1人ごとに1件とみなす。

(6) 広域交付住民票（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の4第4項の規定による交付地で交付した住民票の写し）の謄本及び抄本は、1枚で1件とする。

(徴収方法)

第3条 手数料は、申請の際納付しなければならない。

2 既に納付した手数料は、還付しない。

3 郵便で請求するときは、手数料のほかにその郵便料を添えなければならない。

(免除)

第4条 次に掲げるものは、手数料を徴収しない。

(1) 法令の規定に基づき無料で取り扱わなければならないもの

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けている者からの請求に係るもの

(3) 官公署からの請求に係るもの

(4) その他市長が特別の理由があると認めるもの

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(過料)

第6条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者に対してはその徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の具志川市手数料条例(平成12年具志川市条例第1号)、石川市手数料徴収条例(昭和47年石川市条例第6号)、勝連町手数料徴収条例(平成12年勝連町条例第5号)若しくは与那城町手数料徴収条例(平成12年与那城町条例第2号)又は解散前の与勝事務組合手数料条例(昭和51年与勝事務条例第18号)(以下これらを「合併等前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなし、その手数料については、なお合併等前の条例の例による。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併等前の条例の例による。

附 則(平成18年9月28日条例第30号)

この条例は、平成18年12月16日から施行する。

附 則(平成19年12月26日条例第39号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日条例第16号)

この条例は、平成20年5月1日から施行する。

附 則(平成20年4月30日条例第20号)

この条例は、平成20年5月1日から施行する。

附 則(平成21年10月5日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年7月4日条例第18号)抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成27年3月23日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のうるま市建築確認申請等手数料条例、うるま市手数料条例及びうるま市低炭素建築物新築等計画認定手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成27年9月28日条例第31号）

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、別表住民基本台帳カードの交付の項の改正規定は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成27年12月21日条例第40号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のうるま市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

（うるま市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部改正）

- 3 うるま市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例（平成25年うるま市条例第11号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成28年3月18日条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のうるま市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年12月20日条例第38号）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のうるま市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成29年6月28日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のうるま市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成30年3月16日条例第16号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月23日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のうるま市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和2年12月22日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年12月22日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月19日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のうるま市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

手数料の種類	金額
印鑑登録証の交付	1件につき 300円
印鑑登録に関する証明	1件につき 300円(自動交付機又は多機能端末機による交付を受ける場合は、1件につき200円)
市民カードの再交付	1件につき 300円
住民票の写し、住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写しの交付	1件につき 300円(自動交付機又は多機能端末機による交付を受ける場合は、1件につき200円)
除票の写し、除票記載事項証明書又は戸籍の附票の除票の写しの交付	1件につき 300円
個人番号カードの再交付	1件につき 800円
広域交付住民票の写しの交付	1件につき 300円
身分に関する証明	1件につき 300円
戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき 450円
戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき 350円
戸籍法第12条の2において準用する同法第1	1通につき 750円

0条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	
戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき 450円
戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	1通につき 350円
婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合の証明書の交付	1通につき 1,400円
戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務	書類1件につき 350円
道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第2項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく自動車臨時運行許可申請	1両につき 750円

土地又は建物に関する証明	1件につき 300円
税に関する証明	1件につき 300円(自動交付機又は多機能端末機による交付を受ける場合は、1件につき200円)
納税に関する証明	1件につき 300円
介護保険料納付証明	1件につき 300円
後期高齢者医療保険料に関する証明	1件につき 300円
公簿、図面等の閲覧	1件につき 300円
公簿、図面等の写しの交付	1件につき 300円(航空写真の場合は、500円)
租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第41条及び第42条第1項の規定に該当するうるま市住宅用家屋の証明	1件につき 1,200円
租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イの規定に該当する優良宅地造成認定の申請	1件につき 86,000円
租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロ又は第31条の2第2項第14号ニ若しくは第62条の3第4項第14号ニの規定に該当する優良住宅新築認定の申請	<p>新築住宅の床面積の合計</p> <p>(1) 100平方メートル以下のとき 6,200円</p> <p>(2) 100平方メートルを超え500平方メートル以下のとき 8,600円</p> <p>(3) 500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき 13,000円</p> <p>(4) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき 35,000円</p>



	(5) 10,000平方メートルを 超えるとき 43,000円
長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良促進法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（以下「長期優良計画」という。）について、同法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）の審査を受けていない長期優良計画認定の申請	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（申請に併せて長期優良促進法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあつては、うるま市建築確認申請等手数料条例（平成19年うるま市条例第13号。以下「確認手数料条例」という。）別表第1の1の表に掲げる額（当該申請に係る長期優良計画に建築基準法（昭和25年法律第201号）第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては同表2の表に掲げる額を加えた額）を、当該申請に係る長期優良計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下同じ。）を加算した額） ア 一戸建ての住宅の場合 新築する場合にあつては59,000円、増築又は改築する場合にあつては87,000円 イ 共同住宅等の場合 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を、当該建築物に係る長期優良計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額

(ア) 500平方メートル以下の建築物を新築する場合にあっては137,000円、増築又は改築する場合にあっては201,000円

(イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の建築物を新築する場合にあっては216,000円、増築又は改築する場合にあっては319,000円

(ウ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の建築物を新築する場合にあっては429,000円、増築又は改築する場合にあっては634,000円

(エ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の建築物を新築する場合にあっては764,000円、増築又は改築する場合にあっては1,132,000円

(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の建築物を新築する場合にあっては1,310,000円、増築又は改築する場合にあっては1,944,000円

	<p>(カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の建築物を新築する場合には2,431,000円、増築又は改築する場合には3,607,000円</p> <p>(キ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の建築物を新築する場合には3,487,000円、増築又は改築する場合には5,173,000円</p> <p>(ク) 30,000平方メートルを超える建築物を新築する場合には4,285,000円、増築又は改築する場合には6,367,000円</p>
<p>長期優良促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良計画について、同法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関が認めた長期優良計画認定の申請</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次定める額(申請に併せて長期優良促進法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合には、確認手数料条例別表第1の1の表に掲げる額(当該申請に係る長期優良計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合には同表2の表に掲げる額を加えた額)を、当該申請に係る長期優良計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額を加算した額)</p>

ア 一戸建ての住宅の場合 新築する  
場合にあっては8,000円、増  
築又は改築する場合にあっては1  
1,000円

イ 共同住宅等の場合 次に掲げる  
建築物の床面積の合計の区分に応  
じ、それぞれ次に定める額を、当該  
建築物に係る長期優良計画の認定  
について同時に申請された住戸の  
合計数で除して得た額

(ア) 500平方メートル以下の  
建築物を新築する場合にあって  
は16,000円、増築又は改築  
する場合にあっては21,000  
円

(イ) 500平方メートルを超え  
1,000平方メートル以下の建  
築物を新築する場合にあっては  
27,000円、増築又は改築す  
る場合にあっては36,000円

(ウ) 1,000平方メートルを  
超え3,000平方メートル以下  
の建築物を新築する場合にあつ  
ては41,000円、増築又は改  
築する場合にあっては54,00  
0円

(エ) 3,000平方メートルを  
超え5,000平方メートル以下  
の建築物を新築する場合にあつ

	<p>ては74,000円、増築又は改築する場合にあつては99,000円</p> <p>(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の建築物を新築する場合にあつては127,000円、増築又は改築する場合にあつては169,000円</p> <p>(カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の建築物を新築する場合にあつては218,000円、増築又は改築する場合にあつては287,000円</p> <p>(キ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の建築物を新築する場合にあつては284,000円、増築又は改築する場合にあつては370,000円</p> <p>(ク) 30,000平方メートルを超える建築物を新築する場合にあつては322,000円、増築又は改築する場合にあつては413,000円</p>
<p>長期優良促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良計画の変更部分について同法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額(申請に併せて長期優良促進法第8条第2項において準用する同</p>

<p>あらかじめ登録住宅性能評価機関の審査を受けていない長期優良計画変更認定の申請</p>	<p>法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、確認手数料条例別表第1の1の表に掲げる額(当該申請に係る長期優良計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては同表2の表に掲げる額を加えた額)を、当該申請に係る長期優良計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額を加算した額)</p> <p>ア 一戸建ての住宅の場合 新築する場合にあっては29,000円、増築又は改築する場合にあっては43,000円</p> <p>イ 共同住宅等の場合 当該長期優良計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)に応じ、長期優良計画認定申請手数料の項金額の欄イ(ア)から(ク)までに掲げる区分に応じ、それぞれ定める額を、当該建築物に係る長期優良計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額</p>
<p>長期優良促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良計画の変更部分について同法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額(申請に併せて長期優良促進法第8条第2項において準用する同</p>

<p>あらかじめ登録住宅性能評価機関が認めた長期優良計画変更認定の申請</p>	<p>法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、確認手数料条例別表第1の1の表に掲げる額(当該申請に係る長期優良計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては同表2の表に掲げる額を加えた額)を、当該申請に係る長期優良計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額を加算した額)</p> <p>ア 一戸建ての住宅の場合 新築する場合にあっては4,000円、増築又は改築する場合にあっては5,000円</p> <p>イ 共同住宅の場合 当該長期優良計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)に応じ、登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良計画の認定申請手数料の項金額の欄イ(ア)から(ク)までに掲げる区分に応じ、それぞれ定める額を、当該建築物に係る長期優良計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額</p>
<p>長期優良促進法第9条第1項の規定による同法第8条第1項の規定に基づく長期優良計画変更</p>	<p>1件につき 4,000円</p>

認定の申請	
長期優良促進法第10条の規定に基づく地位の承継の承認申請	1件につき 4,000円
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関（非住宅の部分については建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関を兼ねるものに限る。）又は建築物エネルギー消費性能向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）による審査を受けたものを除く。）の認定の申請	<p>認定申請された建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物ごとに、その各部分の区分及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に規定する経済産業省令・国土交通省令に定める基準に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに定める額を合算した額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出がある場合にあつては、確認手数料条例別表第1の1の表に掲げる額（当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては同条例別表第1の2の表に掲げる額）を加算した額）</p> <p>ア 住宅部分（共同住宅等に係るものを除く。）</p> <p>（ア）床面積が200平方メートル未満の場合 34,000円</p> <p>（イ）床面積が200平方メートル以上の場合 38,000円</p> <p>イ 住宅部分（共同住宅等に係るものに限る。）</p>



(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 66,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 110,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 186,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 265,000円

ウ 非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第1号イ(1)及びロ(1)で定める基準に適合する場合)

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 215,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 269,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方

	<p>メートル未満の場合 347,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 494,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 608,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 719,000円</p> <p>(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 820,000円</p> <p>エ 非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)で定める基準に適合する場合)</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 83,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 106,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000</p>
--	--

	<p>平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 139,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 223,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 291,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 349,000円</p> <p>(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 410,000円</p>
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等（非住宅部分については登録建築物エネルギー消費性能判定機関に限る。）による審査を受けたものに限る。）の認定の申請</p>	<p>認定申請された建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物ごとに、その各部分の区分及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に規定する経済産業省令・国土交通省令に定める基準に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに定める額を合算した額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出がある</p>

場合にあつては、確認手数料条例別表第1の1の表に掲げる額(当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては同条例別表第1の2の表に掲げる額)を加算した額)

ア 住宅部分(共同住宅等に係るものを除く。)

(ア) 床面積が200平方メートル未満の場合 6,000円

(イ) 床面積が200平方メートル以上の場合 6,000円

イ 住宅部分(共同住宅等に係るものに限る。)

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 11,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 21,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 44,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 77,000円

ウ 非住宅部分(建築物エネルギー消

費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)で定める基準に適合する場合)

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 11,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 17,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 27,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 77,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 121,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 152,000円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 190,000円

エ 非住宅部分(建築物エネルギー消

	<p>費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)で定める基準に適合する場合)</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 11,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 17,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 27,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 77,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 121,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 152,000円</p> <p>(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 190,000円</p>
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法	認定申請された建築物エネルギー消

<p>律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（変更部分について同法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等（非住宅部分については登録建築物エネルギー消費性能判定機関に限る。）による審査を受けたものを除く。）の認定の申請</p>	<p>費性能向上計画に係る建築物ごとに、その各部分の区分及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に規定する経済産業省令・国土交通省令に定める基準に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに定める額を合算した額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定により準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出がある場合にあつては、確認手数料条例別表第1の1の表に掲げる額（当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては同条例別表第1の2の表に掲げる額）を加算した額）</p> <p>ア 住宅部分（共同住宅等に係るものを除く。）</p> <p>（ア）床面積が200平方メートル未満の場合 17,000円</p> <p>（イ）床面積が200平方メートル以上の場合 19,000円</p> <p>イ 住宅部分（共同住宅等に係るものに限る。）</p> <p>（ア）床面積の合計が300平方メートル未満の場合 33,000円</p>
--	--

	<p>0円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 55,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 93,000円</p> <p>0円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 132,500円</p> <p>ウ 非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)で定める基準に適合する場合</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 107,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 134,500円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 173,500円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 247,0</p>
--	--



00円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 304,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 359,500円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 410,000円

エ 非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)で定める基準に適合する場合)

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 41,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 53,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 69,500円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 111,500円

	<p>00円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 145,500円</p> <p>(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 174,500円</p> <p>(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 205,000円</p>
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（変更部分について同法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等（非住宅部分については登録建築物エネルギー消費性能判定機関に限る。）による審査を受けたものに限る。）の認定の申請</p>	<p>認定申請された建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物ごとに、その各部分の区分及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に規定する経済産業省令・国土交通省令に定める基準に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに定める額を合算した額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定により準用する同法第35条の第2項の規定に基づく申出がある場合にあつては、確認手数料条例別表第1の1の表に掲げる額（当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が</p>

含まれる場合にあつては同条例別表第1の2の表に掲げる額)を加算した額)

ア 住宅部分(共同住宅等に係るものを除く。)

(ア) 床面積が200平方メートル未満の場合 3,000円

(イ) 床面積が200平方メートル以上の場合 3,000円

イ 住宅部分(共同住宅等に係るものに限る。)

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 5,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 10,500円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 22,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 38,500円

ウ 非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)で定める基準に適合する場合)

(ア) 床面積の合計が300平方

	<p>メートル未満の場合 5,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 8,500円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 13,500円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 38,500円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 60,500円</p> <p>(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 76,000円</p> <p>(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 95,000円</p> <p>エ 非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)で定める基準に適合する場合)</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方</p>
--	---

	<p>メートル未満の場合 5,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 8,500円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 13,500円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 38,500円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 60,500円</p> <p>(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 76,000円</p> <p>(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 95,000円</p>
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能（同法第2条第3号の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等（非住宅部分</p>	<p>認定申請された建築物の各部分の区分及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する経済産業省令・国土交通省令に定める基準に応じ、それぞれ次に掲</p>

<p>については登録建築物エネルギー消費性能判定機関に限る。)による審査を受けたものを除く。)認定の申請</p>	<p>げる床面積の合計ごとに定める額を合算した額</p> <p>ア 住宅部分(共同住宅等に係るものを除く。)(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)(i)及びロ(1)で定める基準に適合する場合)</p> <p>(ア) 床面積が200平方メートル未満の場合 34,000円</p> <p>(イ) 床面積が200平方メートル以上の場合 38,000円</p> <p>イ 住宅部分(共同住宅等に係るものを除く。)(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)で定める基準に適合する場合)</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 18,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 19,000円</p> <p>ウ 住宅部分(共同住宅等に係るものを除く。)(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)で定める基準に適合する場合)</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 18,000円</p>
--	--

	<p>0円</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 19,000円</p>
エ	<p>住宅部分(共同住宅等に係るものに限る。)(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)及びロ(1)で定める基準に適合する場合)</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 66,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 110,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 186,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 265,000円</p>
オ	<p>住宅部分(共同住宅等に係るものに限る。)(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)で定める基準に適合する場合)</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方</p>

	<p>メートル未満の場合 33,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 55,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 98,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 148,000円</p> <p>カ 住宅部分(共同住宅等に係るものに限る。)(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)で定める基準に適合する場合)</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 33,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 55,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 98,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 148,000円</p>
--	--



8,000円

キ 非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イで定める基準に適合する場合)

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 215,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 269,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 347,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 494,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 608,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 719,000円

(キ) 床面積の合計が25,000

	<p>0平方メートル以上の場合 8 20,000円</p>
ク	<p>非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロで定める基準に適合する場合)</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 83,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 106,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 139,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 223,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 291,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 349,000円</p>

	<p>(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 410,000円</p>
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る（同法第2条第3号の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等（非住宅部分については登録建築物エネルギー消費性能判定機関に限る。）による審査を受けたものに限る。）認定の申請</p>	<p>認定申請された建築物の各部分の区分及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する経済産業省令・国土交通省令に定める基準に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに定める額を合算した額</p> <p>ア 住宅部分（共同住宅等に係るものを除く。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ（1）（i）及びロ（1）で定める基準に適合する場合）</p> <p>（ア） 床面積が200平方メートル未満の場合 6,000円</p> <p>（イ） 床面積が200平方メートル以上の場合 6,000円</p> <p>イ 住宅部分（共同住宅等に係るものを除く。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ（2）（i）及びロ（2）で定める基準に適合する場合）</p> <p>（ア） 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 6,000円</p> <p>（イ） 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 6,000円</p>

円

ウ 住宅部分(共同住宅等に係るものを除く。)(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)で定める基準に適合する場合)

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 6,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 6,000円

エ 住宅部分(共同住宅等に係るものに限る。)(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)及びロ(1)で定める基準に適合する場合)

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 11,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 21,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 44,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 77,

000円

オ 住宅部分(共同住宅等に係るものに限る。)(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)で定める基準に適合する場合)

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 11,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 21,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 44,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 77,000円

カ 住宅部分(共同住宅等に係るものに限る。)(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)で定める基準に適合する場合)

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 11,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メー

	<p>トル未満の場合 21,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 44,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 77,000円</p> <p>キ 非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イで定める基準に適合する場合)</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 11,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 17,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 27,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 77,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 121,</p>
--	---

000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 152,000円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 190,000円

ク 非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロで定める基準に適合する場合)

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 11,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 17,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 27,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 77,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 121,

	<p>000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 152,000円</p> <p>(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 190,000円</p>
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は通知に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして提出又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積(一次エネルギー消費量(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。)の算定対象としない建築物の部分の床面積を除く。以下この項から建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更の該当証明書交付手数料の項までにおいて同じ。)の合計ごとに定める額</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画に係るもの</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方</p>



メートル未満の場合 215,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 269,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 347,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 494,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 608,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 719,000円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 820,000円

イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして提出又は通知された建築物

エネルギー消費性能確保計画に係  
るもの

(ア) 床面積の合計が300平方  
メートル未満の場合 83,00  
0円

(イ) 床面積の合計が300平方  
メートル以上1,000平方メー  
トル未満の場合 106,000  
円

(ウ) 床面積の合計が1,000  
平方メートル以上2,000平方  
メートル未満の場合 139,0  
00円

(エ) 床面積の合計が2,000  
平方メートル以上5,000平方  
メートル未満の場合 223,0  
00円

(オ) 床面積の合計が5,000  
平方メートル以上10,000平  
方メートル未満の場合 291,  
000円

(カ) 床面積の合計が10,00  
0平方メートル以上25,000  
平方メートル未満の場合 34  
9,000円

(キ) 床面積の合計が25,00  
0平方メートル以上の場合 4  
10,000円

ウ 建築物エネルギー消費性能基準

等を定める省令第1条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するものとして提出又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画に係るもの(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の認定を受けた同法第34条第3項に規定する他の建築物に限る。)

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 11,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 17,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 27,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 77,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 121,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000

	<p>平方メートル未満の場合 15 2,000円</p> <p>(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 1 90,000円</p>
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は通知に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして提出又は通知された変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに定める額</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出又は通知された変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係るもの</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 107,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 134,500円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 173,500円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000</p>

平方メートル以上5,000平方  
メートル未満の場合 247,0  
00円

(オ) 床面積の合計が5,000  
平方メートル以上10,000平  
方メートル未満の場合 304,  
000円

(カ) 床面積の合計が10,00  
0平方メートル以上25,000  
平方メートル未満の場合 35  
9,500円

(キ) 床面積の合計が25,00  
0平方メートル以上の場合 4  
10,000円

イ 建築物エネルギー消費性能基準  
等を定める省令第1条第1項第1  
号ロに定める基準に適合するもの  
として提出又は通知された変更後  
の建築物エネルギー消費性能確保  
計画に係るもの

(ア) 床面積の合計が300平方  
メートル未満の場合 41,50  
0円

(イ) 床面積の合計が300平方  
メートル以上1,000平方メー  
トル未満の場合 53,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000  
平方メートル以上2,000平方  
メートル未満の場合 69,50

	<p>0円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 111,500円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 145,500円</p> <p>(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 174,500円</p> <p>(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 205,000円</p> <p>ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するものとして提出又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画に係るもの(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の認定を受けた同法第34条第3項に規定する他の建築物に限る。)</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 5,500円</p>
--	---

	<p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 8,500円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 13,500円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 38,500円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 60,500円</p> <p>(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 76,000円</p> <p>(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 95,000円</p>
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に応当することを証する書面の交付</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更に応当することを証する書面の交付を求められた変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに定める額</p>

- ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合することが明らかな変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係るもの
- (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 107,500円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 134,500円
- (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 173,500円
- (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 247,000円
- (オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 304,000円
- (カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 359,500円
- (キ) 床面積の合計が25,000



	<p>0平方メートル以上の場合 4 10,000円</p>
イ	<p>建築物エネルギー消費性能基準 等を定める省令第1条第1項第1 号ロに定める基準に適合すること が明らかな変更後の建築物エネル ギー消費性能確保計画に係るもの</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方 メートル未満の場合 41,50 0円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方 メートル以上1,000平方メー トル未満の場合 53,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000 平方メートル以上2,000平方 メートル未満の場合 69,50 0円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000 平方メートル以上5,000平方 メートル未満の場合 111,5 00円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000 平方メートル以上10,000平 方メートル未満の場合 145, 500円</p> <p>(カ) 床面積の合計が10,00 0平方メートル以上25,000 平方メートル未満の場合 17 4,500円</p>

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 205,000円

ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するものとして提出又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画に係るもの(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の認定を受けた同法第34条第3項に規定する他の建築物に限る。)

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 5,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 8,500円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 13,500円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 38,500円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方

	<p>方メートル未満の場合 60,500円</p> <p>(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 76,000円</p> <p>(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 95,000円</p>
狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録	1頭につき 3,000円
狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付	550円
狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号）第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付	1,600円
狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付	340円
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第19条の規定による飼養登録票の交付並びに更新及び再交付（愛がん飼養を目的としたメジロ及びホオジロに係るものに限る。）	1件につき 3,400円
介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の申請（当該申請に係る事業所が本市の区域にあるものに限る。）	1件につき 20,000円
介護保険法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請（当該申請に係る事業所が本市の区域に	1件につき 5,000円（同一事業所において前項に定める申請を同時に行う場合の手数料 2,000円）

あるものに限る。)	
介護保険法第78条の12において準用する介護保険法第70条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請（当該申請に係る事業所が本市の区域にあるものに限る。）	1件につき 9,000円
介護保険法第115条の21において準用する介護保険法第70条の2第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請（当該申請に係る事業所が本市の区域にあるものに限る。）	1件につき 3,000円（同一事業所において前項に定める申請を同時に行う場合の手数料 1,000円）
介護保険法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の申請（当該申請に係る事業所が本市の区域にあるものに限る。）	1件につき 20,000円
介護保険法第79条の2第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請（当該申請に係る事業所が本市の区域にあるものに限る。）	1件につき 9,000円
介護保険法第115条の45の5第1項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業者の指定の申請	1件につき 5,000円
介護保険法第115条の45の6第1項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業者の指定の更新の申請	1件につき 3,000円
その他の証明等	1件につき 200円